

平成16年1月13日より電波法の改正に伴い、電波型式の表示および無線局免許状への記載方法が改正されています。この改正により、新しく無線局免許を申請するときは、無線局申請書(無線局事項書/工事設計書)に新しい電波型式による記載が必要となります。

新電波型式での「無線局事項及び工事設計書」は、以下の要領で記入してください。

21 希望する周波数の範囲、空中線電力、電波の型式					
周波数帯	空中線電力	電 波 の 型 式	周波数帯	空中線電力	電 波 の 型 式
50M	10	4VF)))
144M	10	4VF)))
430M	10	4VF)))

電波の型式は、一括記載コードで記入できます。
一括記載コードの中に、希望する電波型式が無い場合は、個々に新電波型式で記入してください。

22 工事設計	第1送信機	第2送信機	第3送信機
変更の種類	取替 増設 撤去 変更	取替 増設 撤去 変更	取替 增設
技術基準適合証明番号	技適証明番号を記入する		
発射可能な電波の型式、周波数の範囲	50MHz帯 144MHz帯 430MHz帯	F2D,F3E	
変調の方式	リアクタンス変調		
定格出力	50MHz帯 : 5W 144MHz帯 : 5W 430MHz帯 : 5W		
終段管	名称個数 2SK3476×1		
電圧	10.4V (11.0V時) 7.0V (7.4V時)		
送信空中線の型式	単一型	周波数測定装置	A 有 <input checked="" type="checkbox"/> 誤差 <input type="checkbox"/>
その他の工事設計	電波法第3章に規定する条件に合致している	添付図面	<input checked="" type="checkbox"/> 送信機系統図

本機に、技適証明マークと技適証明番号が印刷されたシールを貼っています。
その番号を記入してください。
必ず、申請に使用するトランシーバー本体をご確認ください。

「技術基準適合証明番号」を記入しているときは、記入する必要はありません。
付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランシーバーターやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社の保証を受ける必要があります。
したがって、網掛け部分に発射可能な電波型式などを追記し、お使いになる装置を含めた送信系統図を添付して申請してください。

付属のアンテナで申請するときは
「単一型」と記入してください。

※工事設計書には、一括記載コードではなく、個別の新電波型式を記入してください。

■保証の申請について

付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランシーバーターやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社に必要事項を記入した「アマチュア局の無線設備の保証願書」を、「無線局申請書」に添えて申請してください。

なお、保証願書および申請に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。

〒112-0011 東京都文京区千石4-22-6 TSS株式会社 保証事業部
電話番号：03-5976-6411

■パケット通信について

パケット通信の電波型式表記は、通信速度が1200bpsの場合、旧電波型式の"F2"から新電波型式の"F2D"に変更されています。

なお、新電波型式表示の詳細については、弊社ホームページ、または(社)日本アマチュア無線連盟(JARL)のホームページをご覧くださいますようお願いいたします。

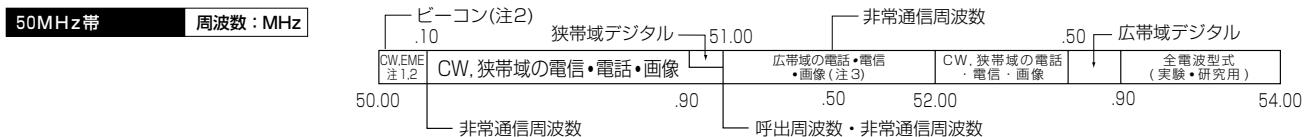
アイコムホームページ <http://www.icom.co.jp>
JARLホームページ <http://www.jarl.or.jp>

■バンドの使用区分について

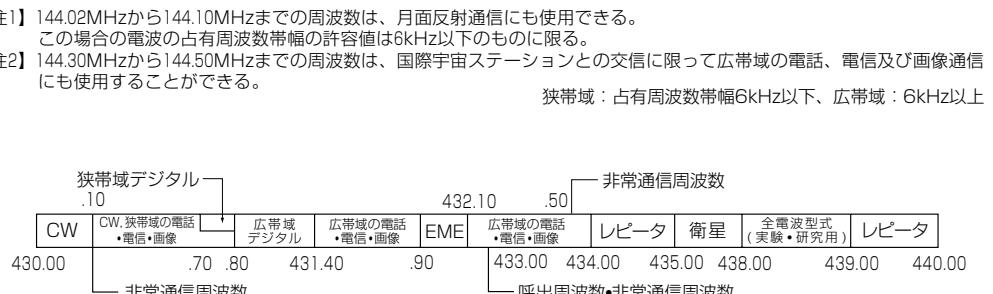
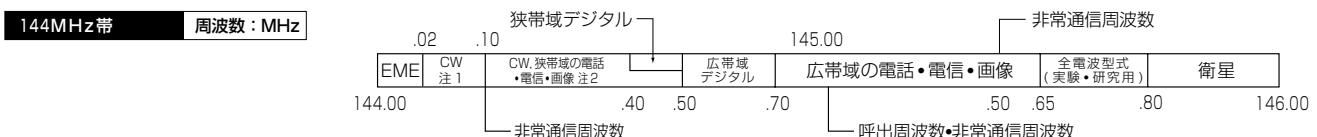
電波を発射するときは、下記の使用区分図にしたがって運用してください。

なお、バンドプラン(使用区分)は改訂される場合があります。

最新の情報は、JARLニュースなどでご確認ください。



【注1】 144.02MHzから144.10MHzまでの周波数は、月面反射通信にも使用できる。
この場合の電波の占有周波数帯幅の許容値は6kHz以下とのものに限る。
【注2】 144.30MHzから144.50MHzまでの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話、電信及び画像通信にも使用することができる。
狭帯域：占有周波数帯幅6kHz以下、広帯域：6kHz以上



■送信系統図

